

ぎふ木遊館協議会設置要綱

(目的)

第1条 ぎふ木遊館（以下「木遊館」という。）の運営において、「ぎふ木育」をより一層推進するための取組みについて意見聴取を行うため、ぎふ木遊館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ぎふ木遊館の運営管理に関する事項
- (2) その上記に関連し、ぎふ木遊館が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員5名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、木遊館の活性化を図るという観点から、ぎふ木遊館長（以下「館長」という。）が選任する。
- 3 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 会長は、協議会を代表し、協議会を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、新たな委員が就任するものとする。この場合、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、館長が招集する。

- 2 ぎふ木遊館協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、木遊館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は館長が会長と協議の上定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表

(5 0 音順 敬称略)

氏名	所属・役職	区分
伊藤 栄一	(特非) 森のなりわい研究所・代表理事	森林・林業
杉山 祐子	中部学院大学短期大学部・教授	幼児教育
土屋 明之	岐阜県芸術文化会議 会長	障がい者支援
中島 由紀子	(特非) グッドライフ・サポートセンター・理事長	子育て支援
前野 健	岐阜県立森林文化アカデミー・准教授	ものづくり